

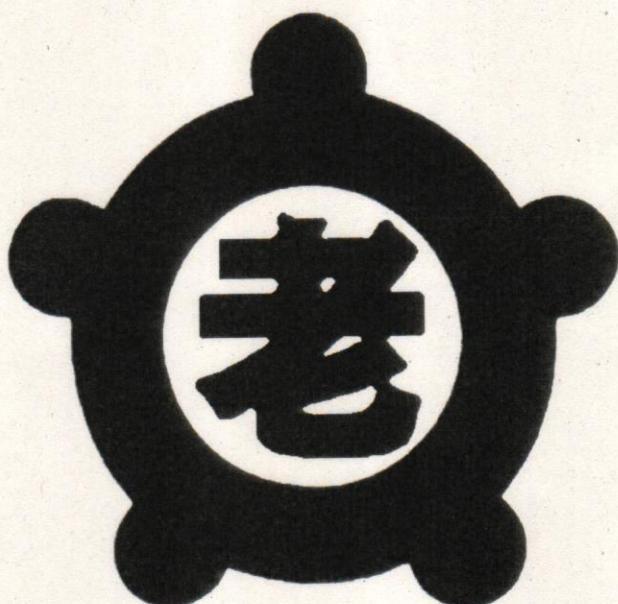
2025(令和7)年度

一宮市老人クラブ連合会概要

健 康

友 愛

奉 仕



2025(令和7)年4月1日現在

週率(π)808

莫高窟五代人像

東朝

出奉

象大

莫高窟五代人像(808)

目 次

一宮市老人クラブ連合会の概要	1
機構図	2
連区別の会員数・加入率	3・4
クラブ数・会員数の推移	5・6
事業計画・収支予算	7・8
連合会規約・細則	9~13

一宮市老人クラブ連合会の概要

2025(令和7)年4月1日現在

人口及び世帯数 高齢化率	世帯数	169,726世帯
	男	183,269人
	女	192,558人
	計	375,827人
	60歳以上	126,579人
	65歳以上	103,435人
	高齢化率	27.5%
会員数	創立年月日	昭和39年4月1日
	男	6,078人
	女	7,015人
	計	13,093人
	クラブ数	257クラブ
	加入率(60歳以上)	10.3%
	役員構成	会長 1名 副会長 4名(内1名は女性) 会計 1名 監事 2名 理事 15名
概要	専門部 (理事で構成)	教養部 体育部 社会奉仕部 事業改革部 女性部(注1)
	連合会費	年額 9,500円(内3,600円は県老連会費)
	会報	年2回発行
	理事会	毎月1回

(注1) 女性部については、連区代表者で構成

機 構 図

2025(令和7)年4月1日現在

全国老人クラブ連合会		理事会 23 名	会長 1名	専門部	教養部 9名																																																																	
愛知県老人クラブ連合会			副会長 4名		体育部 9名																																																																	
一宮市老人クラブ連合会 257 クラブ 13,093 名			会計 1名		社会奉仕部 3名																																																																	
			監事 2名		事業改革部 4名																																																																	
			理事 15名		女性部 17名																																																																	
<table border="1"> <tbody> <tr><td>一宮市宮西老人クラブ</td><td>6 クラブ</td><td>269 名</td></tr> <tr><td>貴船重陽クラブ</td><td>12 クラブ</td><td>715 名</td></tr> <tr><td>神山連区長生クラブ連合会</td><td>11 クラブ</td><td>651 名</td></tr> <tr><td>大志連区老人クラブ連合会</td><td>5 クラブ</td><td>279 名</td></tr> <tr><td>向山連区老人クラブ連合会</td><td>10 クラブ</td><td>508 名</td></tr> <tr><td>富士老人クラブ連合会</td><td>10 クラブ</td><td>704 名</td></tr> <tr><td>葉栗連区老人クラブ連合会</td><td>19 クラブ</td><td>721 名</td></tr> <tr><td>西成連区老人クラブ連合会</td><td>28 クラブ</td><td>1,624 名</td></tr> <tr><td>丹陽町連区老人クラブ連合会</td><td>7 クラブ</td><td>305 名</td></tr> <tr><td>浅井町長寿会</td><td>14 クラブ</td><td>875 名</td></tr> <tr><td>北方連区老人クラブ連合会</td><td>8 クラブ</td><td>433 名</td></tr> <tr><td>大和連区老人クラブ連合会</td><td>31 クラブ</td><td>1,399 名</td></tr> <tr><td>今伊勢連区老人クラブ連合会</td><td>1 クラブ</td><td>45 名</td></tr> <tr><td>奥町老人クラブ連合会</td><td>9 クラブ</td><td>542 名</td></tr> <tr><td>萩原連区老人クラブ連合会</td><td>17 クラブ</td><td>944 名</td></tr> <tr><td>千秋町老人クラブ連合会</td><td>19 クラブ</td><td>774 名</td></tr> <tr><td>小信中島連区老人クラブ連合会</td><td>14 クラブ</td><td>624 名</td></tr> <tr><td>三条連区友愛クラブ連合会</td><td>11 クラブ</td><td>466 名</td></tr> <tr><td>大徳連区老人クラブ連合会</td><td>3 クラブ</td><td>135 名</td></tr> <tr><td>朝日連区老人クラブ連合会</td><td>8 クラブ</td><td>362 名</td></tr> <tr><td>開明連区いきいきクラブ</td><td>10 クラブ</td><td>476 名</td></tr> <tr><td>木曽川連区老人クラブ連合会</td><td>4 クラブ</td><td>242 名</td></tr> </tbody> </table>					一宮市宮西老人クラブ	6 クラブ	269 名	貴船重陽クラブ	12 クラブ	715 名	神山連区長生クラブ連合会	11 クラブ	651 名	大志連区老人クラブ連合会	5 クラブ	279 名	向山連区老人クラブ連合会	10 クラブ	508 名	富士老人クラブ連合会	10 クラブ	704 名	葉栗連区老人クラブ連合会	19 クラブ	721 名	西成連区老人クラブ連合会	28 クラブ	1,624 名	丹陽町連区老人クラブ連合会	7 クラブ	305 名	浅井町長寿会	14 クラブ	875 名	北方連区老人クラブ連合会	8 クラブ	433 名	大和連区老人クラブ連合会	31 クラブ	1,399 名	今伊勢連区老人クラブ連合会	1 クラブ	45 名	奥町老人クラブ連合会	9 クラブ	542 名	萩原連区老人クラブ連合会	17 クラブ	944 名	千秋町老人クラブ連合会	19 クラブ	774 名	小信中島連区老人クラブ連合会	14 クラブ	624 名	三条連区友愛クラブ連合会	11 クラブ	466 名	大徳連区老人クラブ連合会	3 クラブ	135 名	朝日連区老人クラブ連合会	8 クラブ	362 名	開明連区いきいきクラブ	10 クラブ	476 名	木曽川連区老人クラブ連合会	4 クラブ	242 名
一宮市宮西老人クラブ	6 クラブ	269 名																																																																				
貴船重陽クラブ	12 クラブ	715 名																																																																				
神山連区長生クラブ連合会	11 クラブ	651 名																																																																				
大志連区老人クラブ連合会	5 クラブ	279 名																																																																				
向山連区老人クラブ連合会	10 クラブ	508 名																																																																				
富士老人クラブ連合会	10 クラブ	704 名																																																																				
葉栗連区老人クラブ連合会	19 クラブ	721 名																																																																				
西成連区老人クラブ連合会	28 クラブ	1,624 名																																																																				
丹陽町連区老人クラブ連合会	7 クラブ	305 名																																																																				
浅井町長寿会	14 クラブ	875 名																																																																				
北方連区老人クラブ連合会	8 クラブ	433 名																																																																				
大和連区老人クラブ連合会	31 クラブ	1,399 名																																																																				
今伊勢連区老人クラブ連合会	1 クラブ	45 名																																																																				
奥町老人クラブ連合会	9 クラブ	542 名																																																																				
萩原連区老人クラブ連合会	17 クラブ	944 名																																																																				
千秋町老人クラブ連合会	19 クラブ	774 名																																																																				
小信中島連区老人クラブ連合会	14 クラブ	624 名																																																																				
三条連区友愛クラブ連合会	11 クラブ	466 名																																																																				
大徳連区老人クラブ連合会	3 クラブ	135 名																																																																				
朝日連区老人クラブ連合会	8 クラブ	362 名																																																																				
開明連区いきいきクラブ	10 クラブ	476 名																																																																				
木曽川連区老人クラブ連合会	4 クラブ	242 名																																																																				

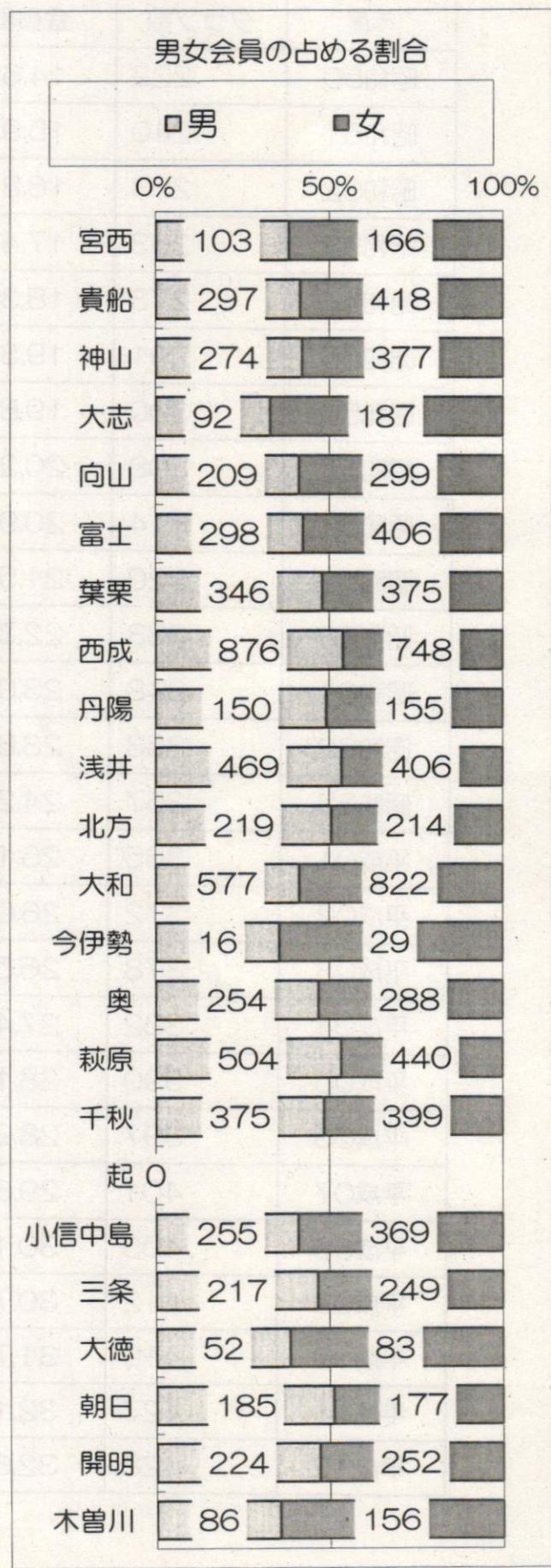
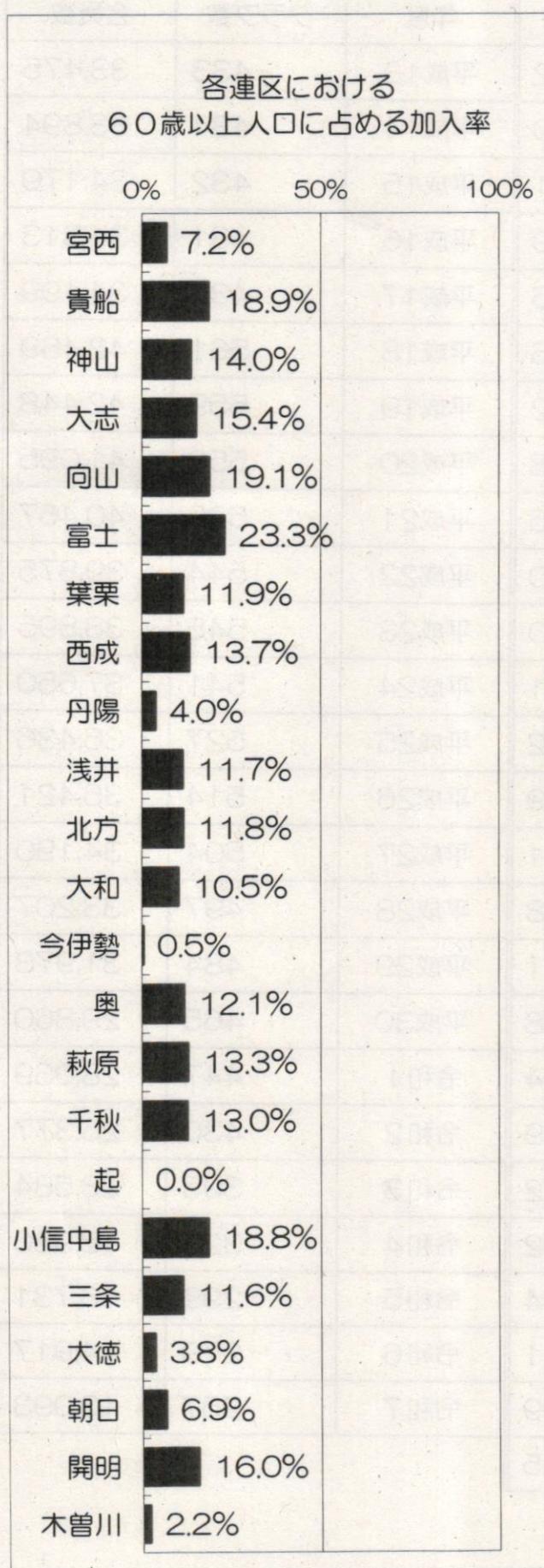
連区別 会員数・加入率

2025(令和7)年4月1日現在

連区	クラブ数	会 員 数			60歳以上人口	60歳以上人口に占める加入率
		男 計	女 計	合 計		
宮西	6	103	166	269	3,758	7.2%
貴船	12	297	418	715	3,778	18.9%
神山	11	274	377	651	4,645	14.0%
大志	5	92	187	279	1,806	15.4%
向山	10	209	299	508	2,665	19.1%
富士	10	298	406	704	3,019	23.3%
葉栗	19	346	375	721	6,063	11.9%
西成	28	876	748	1,624	11,880	13.7%
丹陽	7	150	155	305	7,579	4.0%
浅井	14	469	406	875	7,466	11.7%
北方	8	219	214	433	3,664	11.8%
大和	31	577	822	1,399	13,304	10.5%
今伊勢	1	16	29	45	8,346	0.5%
奥	9	254	288	542	4,495	12.1%
萩原	17	504	440	944	7,106	13.3%
千秋	19	375	399	774	5,958	13.0%
起	0	0	0	0	1,127	0.0%
小信中島	14	255	369	624	3,324	18.8%
三条	11	217	249	466	4,022	11.6%
大徳	3	52	83	135	3,557	3.8%
朝日	8	185	177	362	5,227	6.9%
開明	10	224	252	476	2,974	16.0%
木曽川	4	86	156	242	10,816	2.2%
合計	257	6,078	7,015	13,093	126,579	10.3%

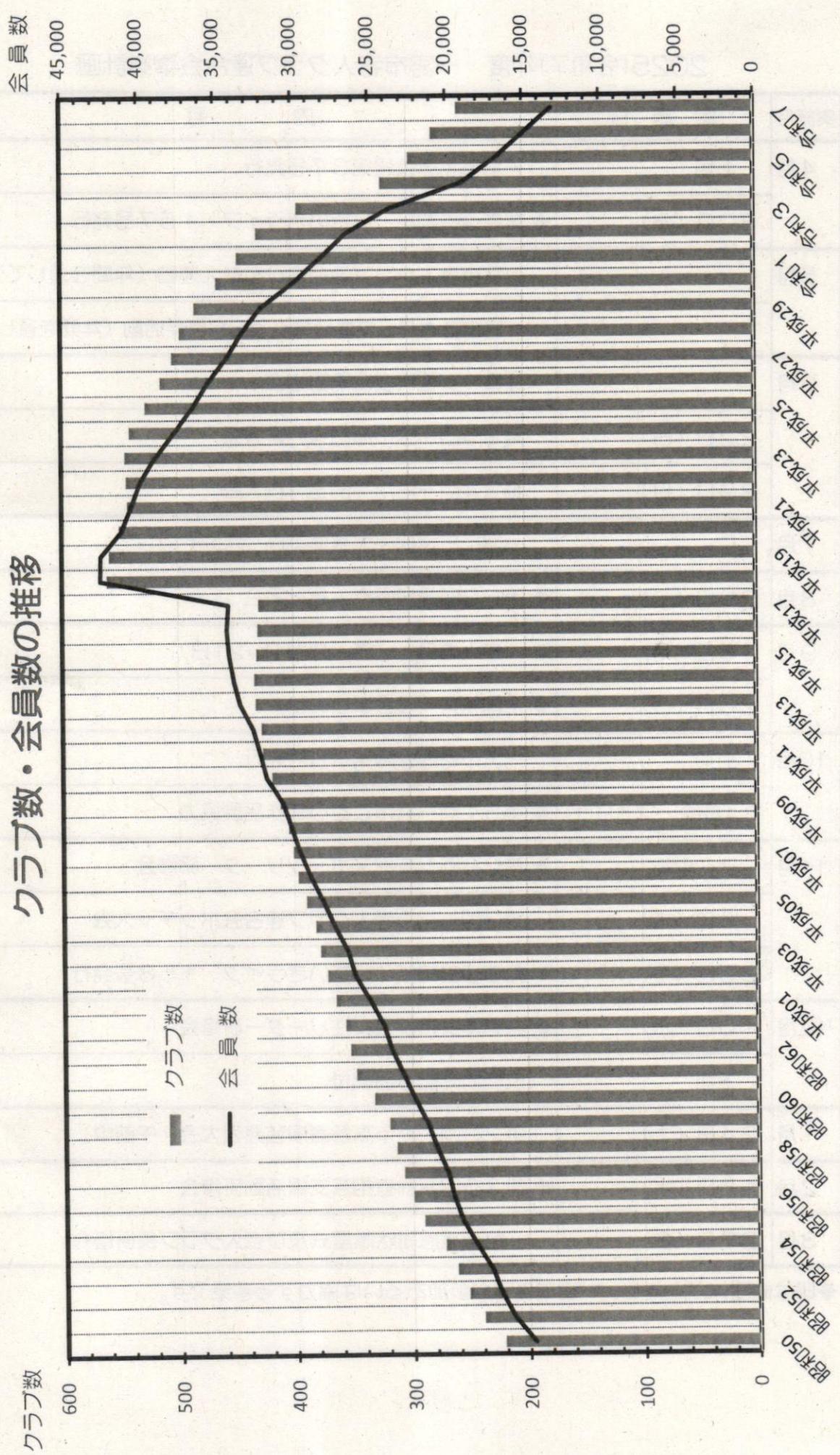
連区別 クラブ加入率

2025(令和7)年4月1日現在



クラブ数・会員数の推移

年度	クラブ数	会員数	年度	クラブ数	会員数
昭和50	222	14,652	平成13	433	33,475
昭和51	240	15,990	平成14	434	33,894
昭和52	253	16,811	平成15	432	34,179
昭和53	263	17,439	平成16	431	34,313
昭和54	273	18,395	平成17	430	34,199
昭和55	291	19,326	平成18	561	42,489
昭和56	300	19,892	平成19	559	42,448
昭和57	308	20,268	平成20	550	41,095
昭和58	314	20,955	平成21	543	40,467
昭和59	320	21,520	平成22	544	39,875
昭和60	333	22,360	平成23	545	38,895
昭和61	348	23,061	平成24	541	37,650
昭和62	353	23,802	平成25	527	36,436
昭和63	357	24,299	平成26	514	35,421
平成01	365	25,181	平成27	504	34,190
平成02	372	26,098	平成28	497	33,207
平成03	378	26,571	平成29	484	31,973
平成04	382	27,408	平成30	465	29,860
平成05	390	28,114	令和1	447	28,069
平成06	397	28,939	令和2	430	26,377
平成07	401	29,622	令和3	395	23,584
平成08	405	30,162	令和4	323	18,980
平成09	412	30,724	令和5	299	16,731
平成10	419	31,741	令和6	279	14,917
平成11	427	32,169	令和7	257	13,093
平成12	428	32,635			



2025(令和7)年度 一宮市老人クラブ連合会事業計画

実施月	実施日	内 容
4月	上旬	一宮市老連会報第37号発行
	30日(水)	◆ 県老連機関紙“いきいきライフ”157号発行
5月		一宮市老人クラブ連合会ひとこえ運動(年間を通して)
		一宮市老人クラブ連合会交通安全啓発活動(年間を通して)
6月		理事・女性代表合同研修会
	22日(日)	第35回一宮市高齢者囲碁大会
	29日(日)	第34回一宮市高齢者将棋大会
7月		一宮市三世代交流事業実施(年間を通して)
8月	29日(金)	◆ 第60回愛知県老人福祉大会
9月	15日(月)	◆ 「老人の日」(老人週間15-21日)
	20日(日)	◆ 全国一斉「社会奉仕の日」
10月	上旬	一宮市老連会報第38号発行
	24日(金)~25日(土)	◆ 第51回一宮市ことぶき作品展協力
11月	上~中旬	◆ 第26回シニアスポーツリーダー研修会
	6日(木)	第3回一宮市老人クラブ連合会ボッチャ大会
	28日(金)	◆ 県老連機関紙“いきいきライフ”158号発行
12月	10日(水)	◆ 県老連女性部会女性リーダー研修会
	下旬	友愛訪問記念品配付
1月	24日(土)	第29回一宮市高齢者演芸発表大会(午前中)
2月	18日(水)	◆ 第35回高齢者相互支援活動研修会
3月	27日(金)	一宮市長感謝状贈呈式及び老人クラブ長研修会

◆印は他団体が主催し、一宮市老連が参加あるいは協力する事業です。

2025(令和7)年度 一宮市老人クラブ連合会収支予算

【歳 入】

(単位:千円)

区分	本年度予算	内訳
一 宮 市 補 助 金	1,326	会員数割、事業費補助金
社会福祉協議会補助金	60	事業費補助金
負 担 金	2,441	連区クラブ負担金
繰 越 金	211	前年度繰越金
市 委 託 金	1,298	娯楽大会、三世代交流事業、友愛訪問
雜 入	79	利息、寄付金
合 計	5,415	

【歳 出】

(単位:千円)

区分	本年度予算	内訳
事 務 費	1,168	賃金
事 業 費	1,025	各種大会、クラブ長研修会等
旅 費	136	費用弁償等
交 際 費	64	慶弔費等
需 用 費	107	印刷製本費、消耗品費等
役 務 費	214	通信運搬費等
委 託 費	719	三世代交流事業、ひとこえ運動
使 用 料 及 び 賃 借 料	23	会場使用料等
備 品 購 入 費	100	備品購入費等
補 助 金 及 び 負 担 金	1,487	地域育成事業補助金、各種負担金等
予 備 費	372	
合 計	5,415	

一宮市老人クラブ連合会規約

(名称)

第1条 本会は、一宮市老人クラブ連合会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を一宮市東五城字備前12番地一宮市社会福祉協議会尾西支部内に置く。

(連絡所)

第2条の2 本会は、事務の円滑化を図るため、一宮市栄3丁目1番2号尾張一宮駅前ビル4階一宮市社会福祉協議会本部内に一宮連絡所、一宮市木曽川町黒田字西沼51番地一宮市社会福祉協議会木曽川支部内に木曽川連絡所を置く。

(目的)

第3条 本会は、一宮市内の老人クラブの普及及び発展を図り、広く老人福祉の推進に寄与することを目的とする。

(構成)

第4条 本会は、一宮市内の各連区に結成された老人クラブ連合会に加入の老人クラブ（以下「単位クラブ」という。）をもって構成する。

2 単位クラブは、実態報告書にて関係各所へ登録し承認を得るものとする。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を遂行するため、次の事業を行う。

- (1) 単位クラブの連絡及び調整に関すること。
- (2) 単位クラブの育成及び指導に関すること。
- (3) 単位クラブに関する調査及び研究に関すること。
- (4) 単位クラブ指導者研修会の開催に関すること。
- (5) 関係機関団体の連絡に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第3条の目的達成に必要な事項に関すること。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名 うち1名は、女性の代表の中から選任する。
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名

(会長、副会長及び会計)

第7条 会長は、理事会において理事の中から選任する。選考委員会（副会長で構成）を設置して理事の中から候補者を選出して理事会で承認する。

- 2 副会長及び会計は、会長が委嘱し理事会で承認する。
- 3 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ定めた順位によりその職務を代理する。
- 5 会計は、本会の経理を担当する。

(理事)

第8条 理事は、各連区の老人クラブ代表者の職にある者をもって充てる。

- 2 理事には女性の代表若干名を加える。

(監事)

第9条 監事は、理事会において理事の中から選任する。

- 2 監事は、会務の執行状況及び会計を監査し、これを理事会に報告する。

(任期)

第10条 会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 会長を除く役員の任期は、1年とする。
- 3 補欠による会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会長は、任期満了後においても後任者が就任するまでの間は、その職務を行う。

(名誉会長)

第11条 本会に名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、会長が理事会に諮り、委嘱する。

(役員会)

第12条 役員会は会長が必要に応じ招集し、開催するものとする。

2 本規約に明文のない事項については役員会に諮り、理事会の承認を経るものとする。

(理事会)

第13条 理事会は会長が招集し、その議長は会長もしくは会長の委嘱した者がこれに当たる。

2 理事会は、月1回開催するものとする。

3 事業に伴う予算及び決算は、理事会において決定、承認する。

4 理事会の議事並びに規約の改正は、出席者の過半数の同意を以って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第14条 本会の経費の財源は、次に掲げるものとする。

(1) 単位クラブの負担金

(2) 補助金、助成金及び委託金

(3) その他の収入

(専門部会)

第15条 本会には次の専門部会を置き、理事をもって構成するものとする。

ただし、女性部については、各連区役員の代表者をもって構成するものとする。

(1) 教養部

各種研修会の計画実施、会報の発行等に関する事。

(2) 社会奉仕部

社会奉仕活動の計画実施等に関する事。

(3) 体育部

各種スポーツ大会の計画実施等に関する事。

(4) 女性部

友愛活動の推進及び女性リーダーの育成等に関する事。

(5) 事業改革部

市老連事業の改革に関すること。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(細則)

第17条 この規約の施行について必要な細則は、役員会に諮り理事会の承認を経て会長が定めるものとする。

(付則)

- 1 本規約は、昭和39年7月14日から施行する。
- 2 本規約の一部改正は、昭和45年5月15日から施行する。

— 中 略 —

- 16 本規約の一部改正は、令和元年11月1日から施行する。
- 17 本規約の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 18 本規約の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 19 本規約の一部改正は、令和7年7月25日から施行する。

一宮市老人クラブ連合会細則

次の各項は一宮市老人クラブ連合会規約第17条の規定に基づき次に定める。

1. 単位クラブの負担金に関する事項

年間 9,500円とする。

2. 慶弔に関する事項

本会の経費は次に掲げるものとする。

(1) 会長に関するもの

ア、会長が入院した場合 (10日以上入院の場合) 5,000円

イ、会長が死亡の場合 ・香典 20,000円 ・生花 1対 (家族葬は除外)

(2) 理事に関するもの

ア、理事が入院した場合 (10日以上入院の場合) 5,000円

イ、理事が死亡の場合 ・香典 10,000円 ・生花 1対 (家族葬は除外)

(3) 単位クラブに関するもの

ア、クラブ長が死亡した場合 香典 5,000円

3. 理事の交通費に関する事項

(1) 交通費として次の金額を補助する。

ア、会長 年間 15,000円

イ、理事 年間 5,000円

(2) 交通費補助対象事業として、理事会・事業・専門部会等とする。

4. 理事バッジの取り扱いに関する事項

(1) 全理事に貸与する。

(2) 理事交代時は新理事に引継ぐ、紛失した場合は連区負担で購入する。

5年以上務めた場合は供与する。

(付則)

1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。

2 本細則の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

